



大戸小と大戸中が 来年4月より小中一貫教育の義務教育学校へ 文教厚生委員会協議会へ報告 9月開催の市議会定例会議に条例改正案が提案される予定

現在、市内で唯一の小規模特認校（＊1）として、学区外も含む市内各地から児童生徒が通学している大戸小学校と中学校が、来年4月からは小中一貫教育の義務教育学校（＊2）に移行することが、6月に開催した文教厚生委員会協議会で会津若松市教育委員会から報告・説明がありました。今回の市議会報告では、この大戸小・中学校の義務教育学校への移行についてみなさんに報告いたします。

令和9年4月 大戸に市内で3つめの義務教育学校が誕生

6月12日に行われた市議会文教厚生委委員会協議会で、教育委員会から「大戸地区義務教育学校の設置について」の説明があり、市議会9月定例会議へ条例改正案を提出し、議決の後10月以降に教育委員会定例会を開催して関係規則の改正を行うなどの手続きを行った後、3月に県教育委員会へ必要な届けを行い、令和9年4月1日に大戸地区義務教育学校（正式な名称は後日決定）を開校する予定であることが明らかになりました。



小規模特認校制度を継続した義務教育学校へ

建物は 小学校の敷地と建物を利用し必要な整備を行う

教育委員会からは、大戸地区での義務教育学校の設置について、次のような説明がありました。

○ 小学校・中学校の今後の児童・生徒数の推移や各学校及び地域の実情等を踏まえるとともに、学校運営協議会をはじめとした地域住民の声に寄り添いながら、いままで大戸小・中学校での小規模特認校制度の導入や、河東地区と湊地区での義務教育学校の設置などに取り組んできた。

○ 大戸小学校及び大戸中学校においては、大戸小・中学校運営協議会を中心に、地域とともにある学校づくりに取り組んできたところであり、令和5年度には小規模特認校制度を導入するなど、望ましい学校のあり方について検討を重ねてきた。

○ このような中、令和7年12月に学校運営協議会から、令和8年3月には大戸町区長会から大戸地区における学校の存続や義務教育9年間を見通した特色ある教育の実践に向けて、義務教育学校設置の要望があった。

○ このことから、義務教育学校の有効性や地域の意見・要望等を踏まえ、令和9年4月から小規模特認校としての位置づけを継続した義務教育学校を設置するため、必要な手続きを行うことにした。

○ 義務教育学校の場所については、大戸小学校の敷地及び建物を利用することとし、建物は義務教育学校としての教育環境を確保するため、必要な整備を行う。

…ということです。

「市民との意見交換会」でも義務教育学校への移行の要望

市議会では年に2回（5月と11月）議会と市民との意見交換会を開催して、市民意見を起点にした『政策サイクル』を回しながら、市民意見を反映した市政の実現に向けた活動をすすめています。昨年11月に開催した第32回市民との意見交換会では、大戸地区会場では、小規模特認校としての大戸小中学校の良さをもったままの義務教育学校への移行を望む意見も出されていました。

河東学園、湊学園での取組生かした新しい学校づくりに期待

大戸小学校・中学校が義務教育学校になれば、令和2年4月開校の河東学園、そして令和6年4月に開校した湊学園に次いで、市内で3つめの義務教育学校となるだけでなく、小規模特認校制度を持ったままという今までになかった新しい学校となります。



河東学園や湊学園では、9年間という長いスパンと一校の中で小・中教員の教科担任の融通など小・中一貫の義務教育学校だからこそ発揮できる独自の教育力が発揮されつつあるとも言われています。同時に小規模特認校制度を持つ学校としての魅力や効果もあります。

しかし、9年間という長い間の児童・生徒の交友関係の固定化や市内各所から多様な条件の児童・生徒が集まるという複雑さや難しさ、教職員の特別の負担の大きさなど、一般の小・中学校にはあまりないような学校運営の難しさもあるのではないかと考えられます。

大戸小・中学校の義務教育学校への移行は、本市では初めてとなる「小規模特認校制度を持つ義務教育学校」として、新しい学校づくりへの挑戦ともなり、地元大戸地区の方々をはじめ、多くの市民のみなさんから期待・注目されることになると思います。

市議会…小規模特認校の義務教育学校を設置する効果と課題を審査

9月会議に条例改正案が提案されることとなりますが、所管する文教厚生委員会では、河東学園や湊学園の取組も生かしながら、小規模特認校制度を継続しての義務教育学校の効果と課題について、慎重審議を尽くしていきたいと考えています。

＊1【小規模特認校制度】

小規模特認校制度とは、従来の通学区域は残したままで、特定の学校について通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認める制度のことです。

＊2【義務教育学校】

義務教育学校とは、学校教育法に基づいて小学校から中学校までの義務教育期間9年間を一つの学校（一人の校長、一つの教職員組織）の中で、発達段階に応じた柔軟な教育課程や9年間の系統性・連続性を確保した教育課程を編成・実施することができる学校のことです。

中央保育所が「あいづ中央こども園」へ

河東第三幼稚園の廃止に伴う措置…6月の協議会で健康福祉部が説明

6月12日に行われた文教厚生委員会協議会で、令和9年4月1日の河東第三幼稚園の廃止に伴って、保育を必要としない3歳以上の未就学児（1号認定こども）については、入所が可能な公立の教育・保育施設が無くなることから、令和9年度より公立唯一の教育・保育施設となる中央保育所を「1号認定こども」の入所が可能な認定こども園「あいづ中央こども園」とする…との報告・説明がありました。

認定こども園条例が9月会議に提案されることになります

この措置に必要な、市の認定こども園条例が9月会議に提案されることになります。幼保連携型認定こども園である「会津若松どろんここども園」との関係や、中央保育所が1号認定こどもの入園可能な「こども園」になることへの影響等について、慎重に審査しなければならないと考えています。